四六　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　二八40　一四
四七　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二八40　一四
四八　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件　二八40　一四
四九　特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件　二八40　一五
五〇　登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　二八40　一五
五一　登録検査等事業者等規則別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目を定める件の一部を改正する件　二八40　一五
五二　総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件　二八40　一五
五三　総務大臣が別に告示する総合照射比の算出方法を定める件の一部を改正する件　二八40　一五
五四　人体（両手を除く。）における吸収電力密度の測定方法を定める件　二八40　一五
五五　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40　一五

五六　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40　一五
五七　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40　一五
五八　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40　一五
五九　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和六年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40　一六
六〇　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分～令和五年分）を公表する件　二八40　一六
六一　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分～令和六年分）を公表する件　二八40　一六
六二　令和五年総務省告示第三百四十三号の一部を訂正する件　二八40　一六
六三　令和六年総務省告示第三百八十六号の一部を訂正する件　二八40　一六
六四　令和六年総務省告示第四百二十六号の一部を訂正する件　二八40　一六

六五　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二八40　一六
六六　令和六年総務省告示第四百二十七号の一部を訂正する件　二八40　一六
六七　令和六年総務省告示第四百三十号の一部を訂正する件　二八40　一六
六八　政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二八40　一七
六九　令和六年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件　二八40　一七
七〇　令和六年中において交付した特定交付金の総額及び特定交付金の交付を受けるべき政治団体に対して交付した特定交付金の額を公表する件　二八40　一七
七一　無線局（移動する無線局を除く。）であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所とすることができない地域を定める件の一部を改正する件　二八40　一七

○中央選挙管理会

三　衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件　二六　三
四　衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件　二六　三

○法務省

一一　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　三　二
一二　日本国に帰化を許可する件　三一　二
一三　除籍が滅失した件　六　一
一四　日本国に帰化を許可する件　六　一
一五　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　六　二
一六　除籍が滅失した件　七　三
一七　日本国に帰化を許可する件　七　三
一八　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件　一〇　三
一九　日本国に帰化を許可する件　一〇　四
二〇　戸籍が滅失した件　一三　三
二一　日本国に帰化を許可する件　一四　三
二二　〃　一七　一
二三　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　一七　二九
二四　出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件　一七　三一